

2025年3月31日

## 北海道・東北の地方銀行及び第二地方銀行による住宅ローンの不正利用防止に向けた 「情報交換に関する協定書」の締結について

東邦銀行（頭取 佐藤稔）は、住宅ローンの不正利用を防止し、お客さまの利益を保護するため、北海道及び東北6県の地方銀行及び第二地方銀行と「情報交換に関する協定書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 協定の概要

住宅ローンの不正利用とは、住宅ローンの利用にあたり、お客さまご自身がお住まいになる住宅の購入ではなく、目的を偽って投資用物件を購入することや、物件価格の水増しや収入資料等の改ざんを行うことです。不正利用を促す不動産業者（以下「不正業者」）の主導により、お客さまが意図せずこうしたケースに巻き込まれる場合があります。

当行は、2025年3月28日、北海道及び東北6県の地方銀行及び第二地方銀行と本協定を締結し、不正業者に関する情報を交換することで、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止します。

当行では、今後も地域の発展と成長につながるサービスの提供に努め、持続可能な地域社会の形成のために貢献してまいります。

#### 2. 協定締結金融機関一覧

株式会社 北海道銀行	株式会社 東北銀行	株式会社 秋田銀行	株式会社 きらやか銀行
株式会社 北洋銀行	株式会社 北日本銀行	株式会社 北都銀行	株式会社 東邦銀行
株式会社 青森みちのく銀行	株式会社 七十七銀行	株式会社 荘内銀行	株式会社 福島銀行
株式会社 岩手銀行	株式会社 仙台銀行	株式会社 山形銀行	株式会社 大東銀行

以上